

◆確定申告とは？

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得と、それに対する税額を計算して翌年3月15日までに所轄の税務署に申告することです。

また、あらかじめ所得税を源泉徴収という形で納めている場合や、予定納税という形で前払いしている場合もありますので、確定申告には所得税の精算手続きという意味合いもあります。

町で受け付ける確定申告は「**所得税の還付申告**」、「**所得税を納める申告**」、「**住民税の申告**」の3つに大きく分けられます。

「**所得税の還付申告**」については確定申告の義務はありませんが、「**所得税を納める申告**」は必ず確定申告をする必要があります。申告をしなかつたり、期限を過ぎて申告をする必要があります。申告をしないと、延滞税や加算税が科せられます。また「**住民税の申告**」をしないと、所得証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金などが受けられません。利益があります。必ず期限内に、正しく申告をしましょう。

◆確定申告が必要な方は？

次の事項に該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

①事業所得（営業・農業など）や、不動産所得がある方
②給与所得があり、次の事項に該当する方
(a)給与収入金額が2千万円を超える
(b)給与のほかに収入がある

- (c)給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与がある
(d)年の途中で退職したなどの理由で年末調整をしていない
③公的年金等の収入のほかに所得がある方

※公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告を要さないことがあります。
ととされていますが、住民税の申告が必要となる場合があります。

また、源泉所得税の還付を受ける場合なども、申告が必要です。詳しくは、申告会場でお問い合わせください。

④雑所得（個人年金や報酬など）や一時所得（満期保険金や満期払戻金など）、配当所得などの収入がある方
⑤土地や建物、山林、株などの譲渡による所得がある方
⑥住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を初めて申告する方
⑦医療費控除などを申告する方

◆確定申告に必要なものは？

①所得を証明する書類

(a)事業所得（営業・農業等）や不動産所得がある方：收支内訳書とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類

(b)給与所得、公的年金などの収入、退職所得がある方：源泉徴収票とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類

(c)個人年金収入がある方：支払金額・必要経費・源泉徴収税額が分かるお知らせなど

(d)原稿料や講演料などを受け取った方：その支払調書などと必要な経費の領収書

(e)満期保険金などを受け取った方：総合課税対象額が記載された支払明細書など

(f)その他所得が分かる支払明細など

②控除を申告する項目の支払いなどを証明する書類

(a)社会保険料（国民年金や任意継続、国保税などの領収書
(b)生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
(c)障害者控除を申告する場合、障害者手帳や障害者控除対象者認定書

所得税の確定申告書は、盛岡税務署に提出します。

ただし、平成31年1月1日現在で矢巾町に住んでいる方に限り、2月18日から3月15日の間のみ、役場の確定申告書作成会場でも所得税の確定申告書を提出できます。期間中の会場は大変混み合いますので、指定の日時への来場にご協力ください。

18日から3月15日の間のみ、役場の確定申告書作成会場でも所得税の確定申告書を提出できます。期間中の会場は大変混み合いますので、指定の日時への来場にご協力ください。

(d)住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を新規に申告する場合、別途お問い合わせください。
2年目以降の場合、平成30年分住宅借入金等特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高等証明書

(e)医療費控除を申告する場合、平成29年分申告から「医療費の明細書」の提出が必要となります。
支払いと給付の領収書を集計の上、明細書を作成し持参してください。また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合（通常の医療費控除との選択適用）は、「セルフメディケーション税制の明細書」と「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」の提出が必要です。
※明細書の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードするか、役場1階税務課賦課係の窓口で取得することができます。

(f)寄附金控除を申告する場合、寄附した自治体、団体などから交付を受けた寄附金の受領証など

③はんこ（スタンプ印は不可）

(g)申告者名義の金融機関の通帳と通帳印

(h)税務署から送付された申告書や所得計算用紙、はがきなど
(i)過去2～3年の間に申告した方は、その收支内訳書と申告書の控え
(j)申告者のマイナンバーカードおよび本人確認書類（5ページをご覧ください）

◆確定申告書はどこに提出するの？

定書

■確定申告の準備はお済みですか？

確定申告書作成会場開設日

◎会場：役場 4階大会議室

	午前の部	午後の部
	8時30分～11時	1時～3時30分
2/18(月)	白沢	白沢・桜屋
19(火)	太田	太田・岩清水
20(水)	室岡	室岡・館前
21(木)	和味	南矢幅3区
22(金)	南矢幅4区	南矢幅4区・6区
25(月)	南矢幅2区	下北
26(火)	矢巾2区	煙山・下赤林
27(水)	矢巾1区	広宮沢1区・城内
28(木)	新田1区・2区	
3/1(金)	南煙山	広宮沢2区・南矢幅7区
4(月)	南昌	矢次
5(火)	上赤林・南矢幅5区	流通センター
6(水)	土橋	南矢幅1区
7(木)	間野々	矢巾3区
8(金)	西徳田2区	東徳田1区
11(月)	西徳田1区	東徳田2区
12(火)	藤沢	
13(水)	高田3区	北郡山
14(木)	高田2区	
15(金)	高田1区	

◆所得税の申告をする方で平日の来場が困難な方は、2月24日(日)・3月3日(日)にアイーナ会場を利用してください。



盛岡税務署「アイーナ会場」

盛岡税務署では、平成30年分の所得税・贈与税・消費税・地方消費税の申告書作成会場を盛岡駅西口アイーナ7階に開設します。盛岡税務署内には開設しておりませんのでご注意ください。

- ◆期間 2月18日(月)から3月15日(金)まで
※土・日、祝日を除く。ただし、2月24日と3月3日の日曜日に限り開設します。
- ◆時間 午前9時から午後4時まで

「障害者控除対象者認定書」
おむつ代医療費控除「確認書」
の発行について

①「障害者控除対象者認定書」の発行

障害者手帳を持っていなくても、介護保険の要介護認定を受けていて一定の基準に該当する方は、申請により町発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます（基準について詳しくはお問い合わせください）。

②おむつ代の医療費控除「確認書」の発行

(1)～(3)の要件をすべて満たす方は、申請により、医師の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに提出できる、町の「確認書」の交付を受けることができます。

- (1) おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
- (2) 要介護認定を受けている
- (3) 要介護認定の際に使用した主治医の意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があると認められている

①・②の発行・問い合わせ

介護保険被保険者証と印鑑をお持ちの上、役場健康長寿課長寿支援係（☎ 611-2830）で手続きをしてください。

▼問い合わせ 確定申告について詳しくは、盛岡税務署（☎ 622-16141）、役場税務課賦課係（☎ 611-2522）まで。
または、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

収支内訳書作成相談会日程は5ページに掲載